

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成22年9月6日まで縦覧に供する。

平成22年7月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成22年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人直島町観光協会

濱田 孝夫

香川郡直島町2249番地40

3 定款に記載された目的

この法人は、自然と文化と環境の島である直島町を、町内外の人々に対して積極的な宣伝啓発活動を行うとともに、町内関連団体はもとより、近隣市町及び広域的な団体との連携を一層強化し、まちおこしにつながる資源や人材の発掘・育成並びに環境の保全及び美化活動など地域振興に関する活動を通じて、交流人口の拡大や観光客の誘客促進を図り、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。